

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 26年 9月 23日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区岩倉大鷲町422番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 公益財団法人 国立京都国際会館 理事長 稲盛 和夫 電話 075-705-1234					
主たる業種	集会場	細分類番号	9   5   1   1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	運営方針の一つに『地球環境保全の追求』を掲げ、気候変動に関する京都議定書が採択された場として、率先して地球環境に優しい会議場を目指す。						
計画を推進するための体制	省エネルギー推進組織のリーダーは事務局長とし、メンバーは施設部内のエネルギー管理企画推進者並びにエネルギー管理員で構成し、改修等により省エネの推進を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,002.9 トン	4,096.2 トン	4,055.2 トン	4,014.7 トン	1.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,148.6 トン	4,086.9 トン	4,045.9 トン	4,005.4 トン	-2.5 パーセント	
目標の根拠		第2計画期間の第1年度は耐震改修工事を実施しており会場制限による排出量の減少が見込まれ、第2・第3年度は工事が終了することで排出量が増加する可能性があるが、それまでの省エネ改修分と適正な運転管理に努めることにより微減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	集会場	事業活動に伴う排出の量 (年間会議参加者数 百人)	1.47	1.50	1.49	1.47	0.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		第2年度より分母の指標である年間会議参加者数の上昇が見込まれることから、第1年度までの省エネ改修分および機器の適正な運転管理等で分子を抑制する目標設定とする。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		104.0 パーセント	113.0 パーセント	113.0 パーセント	113.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	大会議場改修工事(照明、空調)					
	(27)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	(28)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月16日はノーマーカーデーとし、実施率100%を目指す。					
	上記の措置を採用する理由	第一計画期間から実施しているため、引き続き実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	6.2 トン	6.2 トン	6.2 トン	太陽光発電		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計		9.3 トン	9.3 トン	9.3 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	『KYOTO地球環境の殿堂』の設置 【内容: 京都議定書誕生の地である京都の名のもと、世界で地球環境の保全に多大な貢献した方の功績を永く後世にわたって称えるものです。京都から世界に向けて広く発信することにより、地球環境の解決に向けたあらゆる国、地域、人々の意志の共有と取組に資することを目的として、その功績を展示しております。展示コーナー見学10:00~16:30(随時受付)】						
特記事項	『KYOTO地球環境の殿堂』表彰者の紹介展示コーナーを正面玄関及び地下鉄連絡通路の2箇所に設置。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。